

第8号様式（第8条関係）

富観振 第1443号
令和7年10月28日

山中湖村長 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎



（仮称）山中湖村立山中湖小学校建設事業に係る
景観配慮書に対する意見について（送付）

令和7年9月29日付けで受領した景観配慮書に対する、山梨県世界遺産
富士山の保全に係る景観配慮の手續に関する条例第8条第1項の規定による
意見は、別紙のとおりです。

〒400-8501
甲府市丸の内1丁目6-1
山梨県観光文化・スポーツ部
富士山観光振興グループ
富士山保全企画担当
TEL 055-223-1316

(別紙)

1 対象事業

(1) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称：山中湖村

代表者の氏名：山中湖村長 高村 正一郎

主たる事務所の所在地：山梨県南都留郡山中湖村山中237-1

(2) 対象事業の名称

(仮称) 山中湖村立山中湖小学校建築事業

(3) 対象事業の種類

建築物の新築の事業

(4) 対象事業の規模

事業区域の面積 24,010m²

新築建築物の建築面積 5154.37m²

(5) 対象事業の実施に係る区域の位置

山梨県南都留郡山中湖村山中321番地5外

2 意見

(1) 全般的事項

- 予定する事業は、自然公園法など各種法令に基づく届出等が必要であり、また種の保存法に関する申請が必要になる可能性があるため、法令を所管する機関と十分に協議を行い、法令の規定、通知等に基づき風景の保護上適切な配慮を行ってください。

(2) 個別的事項

- 建物の色彩、デザイン、配置等につきましては、周辺の自然景観が主体となることに十分ご留意いただき、控えめでかつ自然環境との調和が図られたものとなるようご配慮願います。あわせて、その状況が判断できるよう、敷地全体をクローズアップした鳥瞰パースや、植栽等の詳細

が確認できる外観イメージを含めた資料を、事業者見解書に添付してください。

- 壁量の多い箱型形状や傾斜屋根により威圧感を与える可能性があるため、壁面や屋根の色・材質の選定には特にご注意願います。また、最も周辺環境に配慮した案を判断するため、建物のデザインおよび壁面・屋根の色について複数案をご作成くださいますようお願いいたします。

(3) その他の事項

事業者見解書を作成する際に留意していただきたいその他の事項については、別途通知します。

3 告知

景観配慮書の記載事項について補足又は追加の説明を希望する場合は、この意見書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に山梨県知事に対し、景観配慮書の記載事項について説明する機会を与えるよう請求することができます。この場合の請求は、説明機会付与請求書（山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する書類の様式等を定める要領第3号様式）により行ってください。